

令和 7 年 12 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 15 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東館 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 79 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 81 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の設定)
- 議案第 82 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の移転)
- 議案第 83 号 相続税納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 84 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 85 号 非農地証明 (遊休農地) について
- 議案第 86 号 地域計画の変更について
- 議案第 87 号 特定農地貸付けの承認について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について (事務局長専決)
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について (事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 現況証明について
- 報告第 6 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1番 伊藤 和弘	2番 岩瀬 宏二	3番 太田由美子
4番 大竹 孝夫	5番 加藤 正雄	6番 小林 和仁
7番 近藤 好幸	8番 佐野恵美子	9番 杉浦 圭志
10番 陶山 哲	11番 高槻 忠道	12番 高部 宏生
13番 中山 信廣	14番 夏目 静男	15番 野口千恵子
16番 彦坂 正志	17番 藤城ひろみ	18番 藤村やすよ
19番 前田 裕子	20番 水野 敏久	21番 村田 佳也
22番 村松 桂子	23番 森下 秋吉	24番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者 (事務局)

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和7年12月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願ひいたします。

会長 〈挨拶〉

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 出席委員は、委員総数24名中 24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立了します。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、

議席番号17番 藤城ひろみ委員、同18番 藤村やすよ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10日の

書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、16日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

杉山町地内始め3筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、12月15日に取下願の提出がありました。

番号10番の案件について、経営農地の一部にて、農業用施設の利用状況に疑義が生じておりましたが、現地調査により農地復元されたことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番、9番、12番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第78号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。

なお、番号11番は杉浦委員が代表を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求める。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第78号、1ページから2ページまでをご覧ください。
番号1番から12番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 11 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号 11 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。
(杉浦委員 退席)
委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。
全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
杉浦委員は復席してください。
(杉浦委員 復席)
議長 続きまして、番号 11 番を除く 11 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。
全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決し

ました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第79号
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第79号、3ページをお願いします。
番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、完全始末書が添付され是正を行う案件です。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である案件です。
一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第80号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第80号、4ページをお願いします。
番号1番から7番までの7件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号1番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る當農条件への支障については、隣地の承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・4番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・3番・5番から7番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料1-2 議案第81号

農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）を議題といたします。

農業企画課 利用権設定の番号1番から55番までの55件を一括上程いたします。

農業企画課 内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第81号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、2月1日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料1-2をご覧ください。1ページから9ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から扱い手へ利用権を設定する案件が55件 134筆 149,931.25 m²でございます。

議長 ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

彦坂委員 それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
事務局 一点確認させてください。番号 45 番について、受人が農地所有適格法人ではなく一般法人であると認識しているが、今回のように中間管理事業による利用権設定要件を満たしているのかお聞きしたいです。
彦坂委員 所有権移転を伴う場合は受人が農地所有適格法人であることが必須要件ですが、利用権設定を伴う場合、受人が一般法人であっても法人登記の目的欄に農業経営の旨が明記されていれば要件を満たしているものと考えます。
議長 承知しました。
委員 他にはございませんか。
議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
議長 これより採決に入ります。
議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案 82 号
農業企画課 「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
農業企画課 利用権移転の番号 1 番から 26 番までの 26 件を一括上程いたします。
農業企画課 内容については、市農業企画課に説明を求めます。
農業企画課 はい、議長。
農業企画課 議案第 82 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があつたものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
農地中間管理事業における利用権の移転について、新たな扱い手に利用権を設定し、令和 8 年 2 月 1 日付で利用権が移転する案件が 26 件 80 筆 102,181.00 m²でございます。
議長 ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料1に戻り 議案第83号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第83号 5ページをご覧ください。

議案第83号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この3件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、きよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第84号
「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題
といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
なお、番号1番は伊藤委員が申請者のため「農業委員会等に関する法
律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。
伊藤委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第84号 6ページをご覧ください。
議案第84号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあた
っての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考
欄に記載のとおりでした。
この2件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農
地であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号1番の1件、それ以
外の案件と2つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号1番の1件を審議いたします。伊藤委員は退席してください。
(伊藤委員 退席)
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報
告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、きよう決しました。
伊藤委員は復席してください。

〈伊藤委員 復席〉

議長 続きまして、番号1番を除く1件を審議いたします。

委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第85号

議長 「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から3件までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第85号 7ページをご覧ください。

番号1番から3番の3件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

議長 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員 それでは質疑に入ります。

議長 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料1-3 議案第86号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第 86 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。

12 月 10 日の書類説明会でご説明したとおり、1 月公告分の地域計画について変更の必要が生じましたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 81 筆、 $100,238.61\text{ m}^2$ です。

地域計画からの除外に関する案件は、

農地転用の申請に先立つ案件が 8 筆、 $5,430\text{ m}^2$

非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 1 筆、 $1,001\text{ m}^2$

耕作者の変更に関する案件は、

本人申告に伴う土地・耕作者の追加案件が 1 筆、 197 m^2

農地法 3 条の許可に伴う案件が 36 筆、 $20,672\text{ m}^2$

農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 39 筆、 $59,859.61\text{ m}^2$

解約による耕作者不在への変更が 14 筆、 $13,079\text{ m}^2$

でございます。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料1に戻り 議案第87号
「特定農地貸付けの承認について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第87号、8ページをご覧ください。
本件、本市に承認申請のありました市民農園の開設にあたり、特定農地貸付法第3条3項各号の農業委員会が承認するための要件について、事務局及び農業委員による現地調査、審査会における聞き取り調査の結果すべての要件を満たしていることを確認しております。
詳細については議案をご確認ください。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 9ページをお願いします。
報告第1号の番号1番から5番までの5件、及び10ページからの報告第2号の番号1番から 14ページ 29番までの29件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に15ページをお願いします。
報告第3号の番号1番から2番までの2件については、農地所有適格法人からの報告です。
この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 22 ページ 38 番までの 38 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。番号 37 番および 38 番については令和 7 年 11 月総会での報告対象でしたが、相続人の調査に時間を要したため、今回の報告となりました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付で証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番及び 4 番は畠、2 番は雑種地、3 番は畠及び田、5 番は墓地及び田でした。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 6 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について をご覧ください。

あっせん申し出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号 1 番について、大崎町の担当委員である藤村委員にお願いします。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について をご覧ください。

番号 1 番については、令和 7 年 10 月にあっせん委員の指名をした大村町の農地です。資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

報告は以上です

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局 (連絡事項)

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 15 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年12月23日

議長

(会長 水野 敏久)

議事録署名者

(議席番号17番 藤城ひろみ 委員)

議事録署名者

(議席番号18番 藤村やすよ 委員)